

1 こどもまんなか熊本・実現計画 中間整理案

3 第1	はじめに.....	1
4 1 計画の策定までの経緯	1	
5 2 計画の位置づけと期間	2	
6 3 こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題	2	
7 4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」	8	
8 第2	計画に関する基本的な方針	10
9 第3	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項	11
10 1 こどものライフステージに応じた支援	11	
11 (1) ライフステージを通した支援	11	
12 (2) こどもの誕生前から幼児期までの支援	14	
13 (3) 学童期・思春期の支援	16	
14 2 若者の夢が実現できる環境整備.....	20	
15 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	20	
16 (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	21	
17 (3) 魅力的な地域づくり等	22	
18 (4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	22	
19 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援.....	22	
20 (1) 結婚支援.....	23	
21 (2) 不妊治療等の支援.....	23	
22 (3) 出産支援と産後等の支援.....	23	
23 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	25	
24 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応	25	
25 (2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	26	
26 (3) 安心して働く職場環境づくり等	26	
27 (4) ひとり親家庭への支援	27	
28 5 特に支援が必要なこどもへの支援	29	
29 (1) こどもの貧困対策	29	
30 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	29	
31 (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	30	
32 (4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	33	
33 第4	こども施策を推進するために必要な事項	36
34 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	36	
35 2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	37	
36 3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	38	
37 4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み	39	
38 5 施策の推進体制等	40	
39 別添	教育・保育の提供体制	43
40 参考資料	43
41 1 計画の目標指標一覧	43	
42 2 第2期子ども・子育てプランにおける進捗状況	43	
43 3 相談窓口	43	

1 第1 はじめに

2
3 1 計画の策定までの経緯

4
5 (令和5年度（2023年度）までの経過)

6 本県では、平成19年（2007年）の熊本県子ども輝き条例（熊本県条例第54号）¹の制定以来、
7 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他
8 こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進してきました。また、平成24年（2012年）
9 8月の子ども・子育て支援法等の制定を踏まえ、平成27年（2015年）に「くまもと子ども・
10 子育てプラン」を策定し、その第2期プランの期間を令和7年（2025年）3月までとしていま
11 す。

12 国においては、令和5年（2023年）4月1日、子ども基本法²が施行され、都道府県はこど
13 も大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう努めるものとされています（第10条第1
14 項）。

15
16 (策定年度（令和6年度（2024年度））の経過)

17 令和6年（2024年）5月29日、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である
18 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を開催し、県こども計画の案の作成に当たり、同推進本
19 部から熊本県子ども・子育て会議³に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針
20 や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、こども大綱を勘案し
21 つつ、こども未来創造会議でこども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事
22 者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、こどもや若者、子育て当事者⁴の視点に立つ
23 て具体的な議論を進めることを決定しました。

24 令和6年度（2024年度）は、令和5年度（2023年度）に実施した県民アンケート⁵やこども・
25 若者等とのグループインタビューに加えて、こども未来創造会議においてこども・若者や子育
26 て世代、子育ての現場に携わる関係者等と直接対話しながら意見を伺うとともに、県庁内の若
27 手職員を「こどもまんなか応援団」として当事者目線での意見を聴取しました。これらの意見

¹ すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組みに関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする条例です。

² こども基本法では、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、本計画における「こども」の定義も同じとします。なお、法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「こども」と表記しています。

³ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者で構成しています。

⁴ 子育て当事者はこどもを養育する者をいいます。

⁵ 広く県民の子育て環境や意識の実態、若年層が熊本に定着するために必要なもの等を把握し、各世代、未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データの収集を目的とし、県内在住の若者、子育て世代を対象に実施したWebアンケート調査です。（回答者数：12,408人）

1 を踏まえつつ、熊本県子ども・子育て会議において計画の内容を審議し、●月に中間整理を行
2 いました。

3

4

5 2 計画の位置づけと期間

6

7 この計画は、既存の第2期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し、こども基
8 本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進
9 法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
10 第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援
11 計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定⁶し、こ
12 の計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

13 なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた熊本県における
14 こども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施
15 策を中心にまとめた「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定します。

16

17

18 3 こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題

19

20 (1) 本県のこどもの状況に関する留意事項

21

22 何らかの悩みや困りごとを抱えている子どもの割合は3分の1に及び、生活の満足度が低い
23 子どもの割合は19.7%でした（令和5年（2023年）熊本県子どもの生活に関する実態調査）。

24 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%
25 と高くなっています（令和5年（2023年）熊本県子どもの生活に関する実態調査）。

26 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、そのうち頻度が
27 「ほぼ毎日」なのは55.7%となっています（令和4年（2022年）熊本県におけるヤングケア
28 ラーの実態に関する調査）。

29 令和5年度（2023年度）の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数
30 は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2022年度）（2,764件）と同水準でした（児童相
31 談所における児童相談の現状）。

32 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしていた方・現在生活している方のうち、「自分の
33 生い立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と
34 答えたのは41.7%に及びます（2023年度熊本県社会的養護自立支援実態把握事業）。

35 令和4年度（2022年度）における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数

⁶ こども基本法では、都道府県こども計画は、都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成することも施策関係計画と一体のものとして作成することができるとされています（第10条第4項）。

1 は 36.9 人であり、全国平均 31.7 人より多い状況です（令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登
2 校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

3 令和 4 年度（2022 年度）における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での 1,000 人当
4 たりのいじめの認知件数は 31.1 件であり、全国平均 53.3 件より低いです（令和 4 年度児童生
5 徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

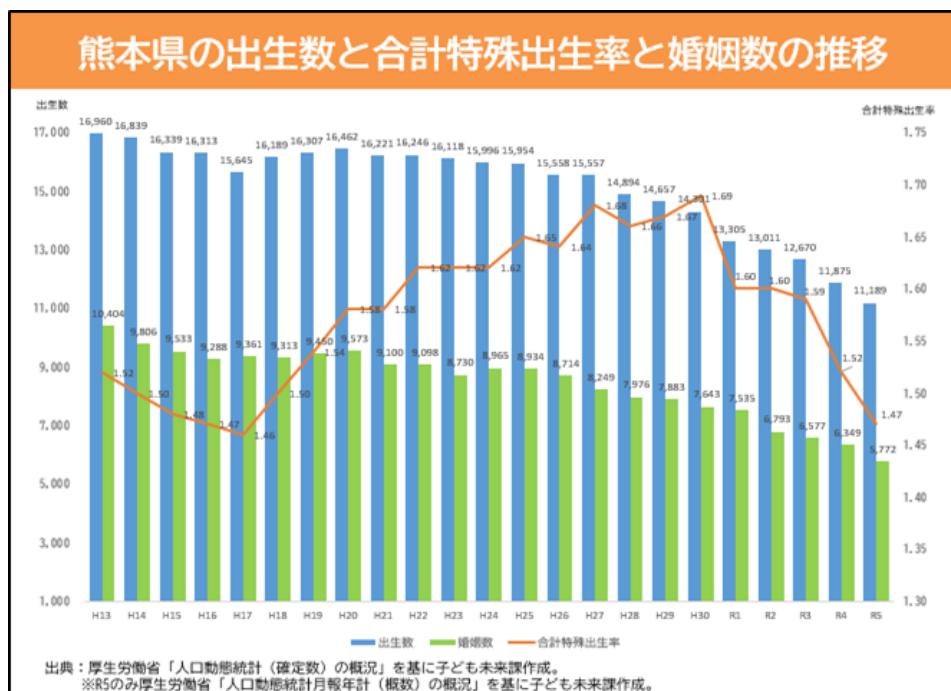
6 本県では令和 5 年（2023 年）に 10~19 歳のこども・若者 9 人が自殺しており、10 歳代から
7 30 歳代までの死因の最多は自殺となっています（令和 4 年人口動態調査報告第 2 部統計編（第
8 10 表））。

9 本県における令和 5 年のインターネット利用に起因する非行少年数は 14 名、福祉犯の被害
10 少年数は 25 名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多くなっています（熊本県警調べ）。

12 (2) 少子化と人口構成の推移

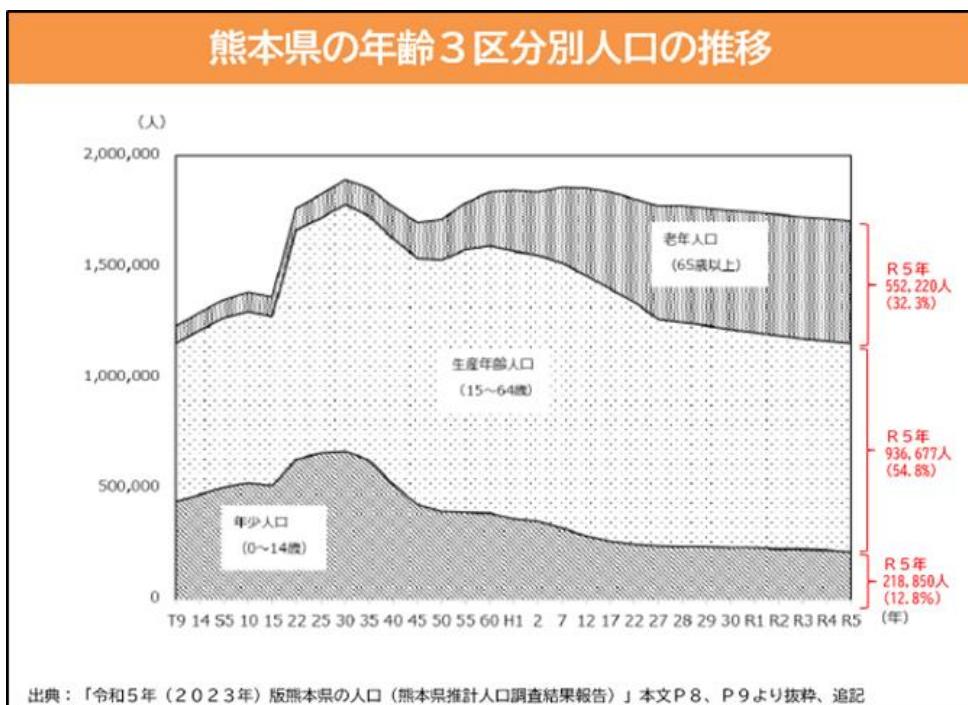
14 令和 5 年（2023 年）の本県の出生数（概数）は 11,189 人であり、概ね婚姻数の減少と並行
15 して減っており、8 年連続減の状況です。

16 令和 5 年（2023 年）の本県の合計特殊出生率（概数）は 1.47 であり、全国の 1.20 を上回
17 ってはいますが、平成 30 年（2018 年）以降低下が続けています。



19 令和 4 年（2022 年）の市町村別の出生数で見ると、県内出生数の 48.8% を熊本市が占めて
20 いる一方で、10 名未満の出生数の村が 3 村あります（令和 4 年人口動態調査報告第 2 部統計
21 編）。

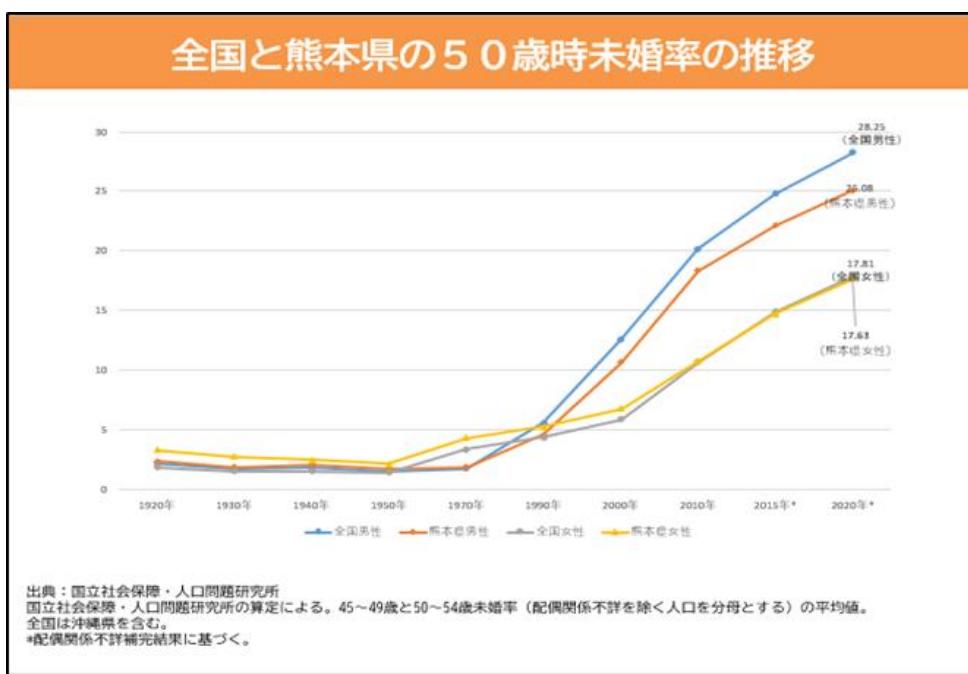
1 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年（2023年）時点の全人口
2 に占める割合は12.8%でした。



3 出典：「令和5年（2023年）版熊本県の人口（熊本県推計人口調査結果報告）」本文P8、P9より抜粋、追記

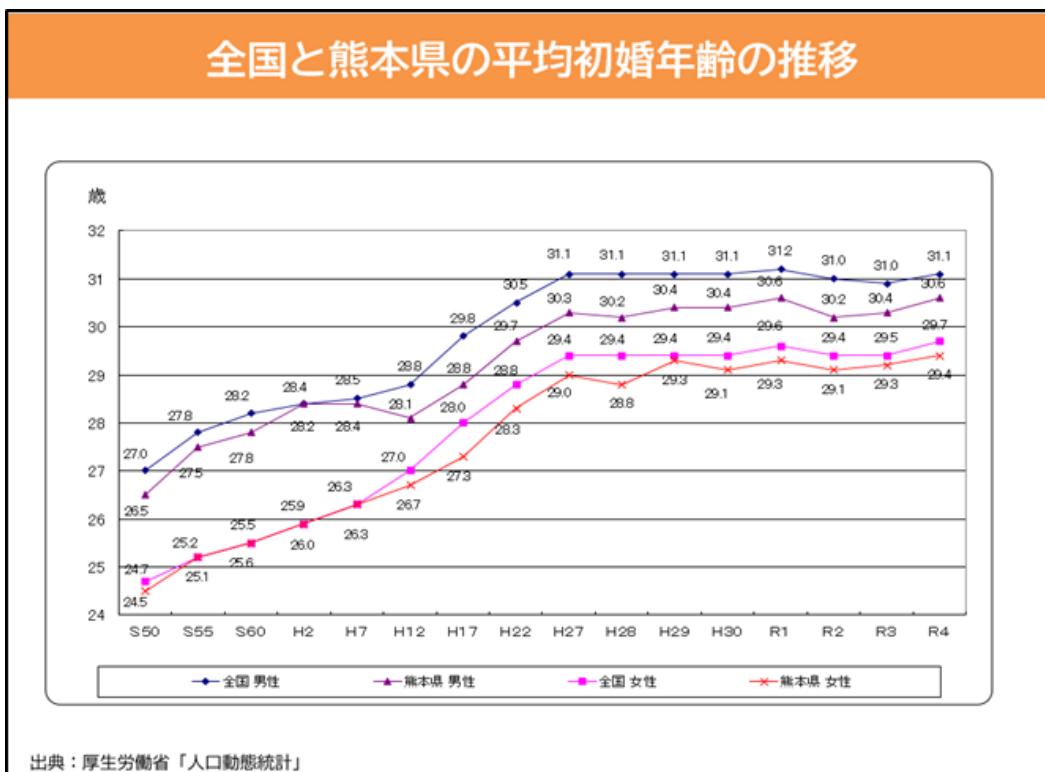
4 (3) 少子化の背景

5 全国と熊本県の50歳時未婚率を見ると、男性は全国平均より低く、女性は全国平均と同程度であり、いずれも上昇傾向にあり、未婚化が進んでいます。



9
10
11

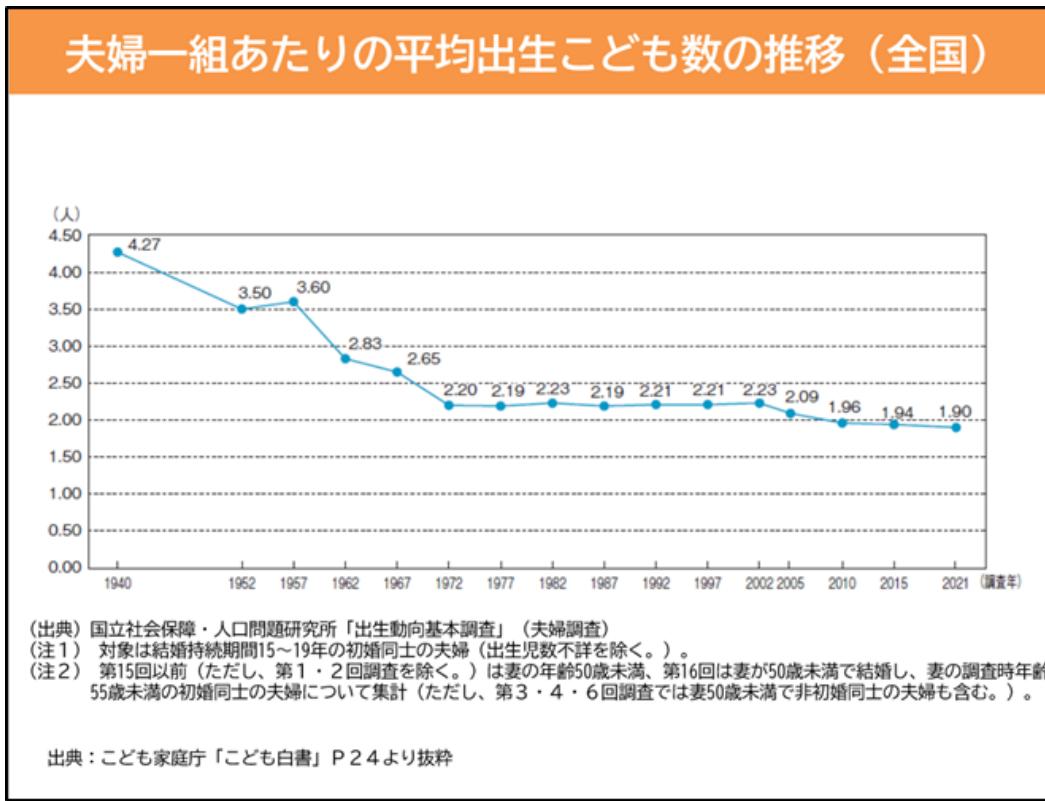
1 全国と熊本県の平均初婚年齢を見ると、男性・女性ともに、全国平均よりは低いものの、上
2 昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



3 出典：厚生労働省「人口動態統計」

4

5 全国の夫婦（対象は下のグラフの注1を参照）一組あたりの平均出生こども数は漸減してい
6 ますが、2021年でも半世紀前の約9割の水準である1.9人を維持しています。



7

1 (4) 未婚化・晩婚化の背景にあると考えられるもの

2
3 結婚につながるきっかけやタイミングを県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、
4 「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」が最も多いですが、「社会人にな
5 ってある程度経験を積んだとき」や「貯蓄ができたとき」のようにキャリアや経済的事情によ
6 る部分も見受けられます（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純
7 集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

8 本県の年齢階級別非正規雇用者比率をみると、男性は30歳代に近づくにつれて低下します
9 が、30～50歳代でも1割前後は見られます（令和3年度版労働関係統計）。

10 結婚したくない県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「夫婦関係や親戚付き合いが面
11 倒」が一番多く、学生・生徒の場合は「自由に趣味や娯楽を楽しみたい」が一番多いですが、
12 「経済的に余裕がない」又は「経済面に不安がある」と回答する層が一定数あります（熊本県
13 子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・
14 生徒）」）。

15 (5) こどもを持たない背景

16 こどもを持たないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は
17 「必要性を感じない」「こどもを持つイメージが湧かない」が多く、学生・生徒の場合は「自
18 信がない・育て方がわからない」が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）
19 8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

20 現実に育てる予定の子どもの人数を理想の子どもの人数より少なく回答した県民にその理
21 由を尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最
22 も多く、社会人の2位は「高齢出産は不安」、学生・生徒の2位は「自分の仕事に差し支える」
23 でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書
24 （社会人、学生・生徒）」）。

25 追加予定子ど�数が1人以上と回答した夫婦に、今後その持つもりの子どもを持てない
26 場合があるとすれば、どのような理由が想定されるかを尋ねたところ、全ての年齢層で「年齢
27 や健康上の理由で子どもができないこと」を選ぶ夫婦が最多でした（国立社会保障・人口問題
28 研究所「第16回出生動向基本調査」）。

29 (6) 子育てを巡る状況と子育てに必要な支援

30 本県（熊本市を除く。）において、この地域で子育てをしたいと思う親の割合は71.2%であ
31 り、全国（66.2%）と比較すると大きいものの、今後向上していくことが望ましいです（令和
32 5年度乳幼児健康診査問診回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

33 本県において、核家族世帯数が増え、3世代世帯数は減る中で、世帯当たり人員が減少して
34 います（令和2年国勢調査）。

1 全国において、「保護者の子育てが地域で支えられていると思わない（「どちらかというと思
2 わない」を含む）」人の割合は、46.6%を占めています（こども家庭庁「こども政策の推進に
3 関する意識調査」（2023年度））。

4 子育てに必要な支援を県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「働きながら子育
5 てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」
6 が上位3位を占めました（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純
7 集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

8 働きながら子育てができる環境の充実に必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「こども
9 が病気の時に休暇を取りやすい職場環境」「子どもの学校行事の時に休暇を取りやすい環境」
10 「育児休業のための休暇を取りやすい職場環境」「短時間勤務や在宅勤務を選択できる仕組み」
11 の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート
12 単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

13 保育・子育てサービスの充実のために必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「仕事の有
14 無に限らず、必要なときにこどもを預けられる仕組み」が最も多くなりました（熊本県子ども
15 未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

17 （7）働きながら子育てができる環境

19 本県における令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）6月30日までの間の正
20 社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%です（令和5年度（2023
21 年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

22 本県では、従業員規模が大きいほどテレワークが導入されている状況にあります（令和5年
23 度（2023年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

24 本県（熊本市を除く。）において、父親が育児をしていると感じている親の割合は3・4カ
25 月児で70.2%（全国70.9%）、1歳6カ月児で69.9%（全国68.7%）、3歳児で64.8%（全
26 国64.6%）であり、全国と同様の傾向であるものの、今後向上していくことが望ましいです
27 （令和5年度乳幼児健康診査回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

28 本県の待機児童数は、平成31年（2019年）4月時点で178名だったところ、令和6年（2024
29 年）4月時点で4名となりました（こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」）。

31 （8）社会増減

33 若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの、充実させてほしいものを県民に尋ねる
34 と、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性
35 向上」の順に高く、学生・生徒の場合は、「企業の魅力向上」「安全安心な生活環境」「子育て
36 をしやすい環境の充実」の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023
37 年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

38 本県の男女別社会増減をみると、2016年以降、女性の転出超過が男性を上回っており、2022

1 年の男女別社会増減をみると、20歳代女性の転出が特に多い状況です。（熊本県統計年鑑（平
2 成25年～令和4年）及び総務省「住民基本台帳」）。

3 本県の20歳代～30歳代の女性の転出超過数が男性を上回っている要因を調査した結果、熊
4 本は自然が豊かで愛着もあり、戻りたいという気持ちがある一方で、自分の能力やキャリアを
5 活かせる魅力的な職場が少ないとや交通の不便、さらに「夫は仕事、妻は家庭」といった性
6 別による役割分担意識が根強く残っているなどの意識面の課題が見えました（令和4年女性が
7 住みたくなるスタートアップ事業調査報告書）。

8

9

10 4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」

11

12 (基本的な考え方)

13 こどもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、未来の熊本、国、そして世界
14 を担う私たちすべての未来です。

15 また、こどもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない
16 存在であり、すべてのこどもが健やかに育つことは、県民みんなの願いです。

17 さらに、こどもは、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。保護者や社
18 会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・
19 自己決定・自己実現の主体であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、
20 おとなと一緒に社会を形成する県民です。

21 少子化の進行など、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろ
22 んのこと、こどもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの幸せな暮らし
23 や育ちを支えていくことが必要です。

24 (計画が目指す「こどもまんなか熊本」)

25 こうした前提に立った上で、本計画が目指す「こどもまんなか熊本」とは、こども・若者が
26 キラキラ輝き⁷、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、
27 コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え
28 ながら様々な取組みを実施する熊本です。

29 (「こどもまんなか熊本」実現により想定される変化)

30 こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分
31 らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを
32 産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の
33 幸福追求を支援します。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとと
34 もに、熊本の未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつなが
35

36 ⁷ 「こども・若者がキラキラ輝く」は、後述第2「計画に関する基本的な方針」①に対応するものであり、「こども・若者が幸せに暮らし、成長できる」状態を指します。

1 ります。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって、社会的価
2 値が創造され、その幸福が高まることにつながります。

3

4 (今後の取組み)

5 今後、中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等でさらに伺った
6 意見を踏まえて、熊本県子ども・子育て会議で審議し、最終的には「こどもまんなか熊本」推
7 進本部会議を経て「こどもまんなか熊本・実現計画」として策定予定です。計画策定後も、こ
8 どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、計画のもとで進める施策の点検と見直
9 しを図っていきます。

10

1 第2 計画に関する基本的な方針

2 「こどもまんなか熊本」の実現に向けて以下の6本の柱を計画の基本的な方針とします。

3 (全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする)

4 ①こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好
5 な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的
6 な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感
7 を持つて、幸せに暮らし、成長できるようにする。

8 (家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする)

9 ②若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い
10 世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・
11 子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜
12 びを実感できるようにする。

13 (こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようする)

14 ③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者
15 も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援す
16 ることで、笑顔で接することができるようする。

17 (ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する)

18 ④施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて
19 切れ目なく対応し、十分に支援する。

20 (関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う)

21 ⑤国、県庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めるこ
22 とに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をで
23 きる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求
24 める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育ち・子育てを応援できるよう気運を醸成する。

25 (県民とともに未来を創る)

26 ⑥「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育
27 て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含め
28 て、こうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でと
29 もに未来を創る。

1 第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

2
3 上記「第2 計画に関する基本的な方針」のもとで、「こどもまんなか熊本」の実現に向け、
4 次の重要事項に取り組みます。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組みについては、「こ
5 らもまんなか熊本」推進本部が「こどもまんなか熊本・実現計画（具体施策編）」として取り
6まとめます。

7
8 1 こどものライフステージに応じた支援

9
10 (1) ライフステージを通した支援

11
12 特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、
13 また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

14
15 ア こども・若者の権利の擁護

16
17 (こども・若者が大切にされている実感を持つ社会)

18 こども・若者がキラキラ輝くためには、こども・若者が大切にされている実感を持つ社会
19 であることが重要です。

20 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報
21 提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

22 こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困
23 難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人
24 権教育を推進します。

25
26 (おとなを対象とした人権啓発活動の推進等)

27 いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意
28 識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者
29 に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおと
30 なを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

31 保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ち
32 や子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。また、広く社会に
33 対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことによ
34 り、こども・若者が権利の主体であることを広く県民に周知します。

35
36 イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

37
38 (遊びや体験活動の推進)

1 市町村、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・
2 若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じ、自然体験、職業体験、文化
3 芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、県立青少年教育施設の利用
4 促進など地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創出します。

5 その一環として、こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・
6 育て方がわからない」が最多であったことも踏まえ、こどものころから自分より小さなこ
7 どもと触れ合う経験ができるよう支援します。

8 また、こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、食育を戦略的に進めます。地産地消
9 による高品質な学校給食を提供することにより、幼い頃から味覚を育て、郷土の食への愛着と
10 誇りを育成します。

11 さらに、こどもの農業・漁業・牧畜体験を推進し、人間と自然が共存する営みへの理解、食
12 の生産者への関心を深めるほか、こどもが自然に接する機会が少なくなっている中、森林環境
13 教育を実施し、こどもの森林・林業への理解を育みます。こうした動きを県外や熊本都市圏との
14 都市農村交流につなげることは、今の都会っ子にはない「ふるさと」を熊本に見つけてもらう「こどもからの関係人口⁸」の創出にもつながります。

15 こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、
16 人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、読書習慣の定着、熊本の
17 文学・歴史を学ぶ機会や県内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、「熊本県立図書
18 館」、「くまもと文学・歴史館」及び「こども本の森 熊本」の図書館の体制や蔵書を充実させ
19 るとともに、電子図書館サービスを充実します。

20 地域や成育環境によって体験活動の機会にできるだけ格差が生じないよう努めます。

21 (生活習慣の形成・定着)

22 こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、これまでに引き続き「くまもと
23 早ね・早起きいきいきウィーク」を実施します。

24 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市町村や保育施設における歯磨き・適切な食生活習
25 慣についての歯科保健指導の増加やフッ化物応用等の取組みを進めます。

26 今後、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座を新たに実施するなどして保護者への
27 幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して、幼少
28 期からの基本的な生活習慣づくりの取組みの充実を図ります。

29 (こども・若者が活躍できる機会づくり)

30 こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、
31 地域社会の未来を切り開いていくよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理
32 解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学
33 生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流、グローバル人
34 材育成を推進します。

⁸ こどもの頃から様々な体験活動等を通じて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいいます。

1 持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（E S D）を
2 推進します。

3 理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育⁹等を推進し、イ
4 ノベーションの担い手となるこども・若者を育成します。

5 特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異
6 な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働のも
7 と、応援します。

8 海外から帰国したこども・若者やT S M Cの進出等に伴い増加している在留外国人のこと
9 も・若者について、就学支援や日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。特に、
10 日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実に向けて、小・中・高等学校等における児童生
11 徒の支援体制の強化に努めます。

12 (こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消)

13 こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校
14 教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性
15 的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に
16 応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等
17 の必要な施策を講ずるように努めます。

18 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料を作成、配
19 布するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイア
20 ス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。様々な
21 世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組みに関する啓発や情報発信を進
22 めます。

23 ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

24 こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづ
25 くりを加速化します。

26 道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとと
27 もに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方にとっ
28 て利用しやすく、安全・安心で快適に過ごせるかという視点に立って、通学路を含めた道路の
29 安全対策や公共交通の利用環境改善、こどもの遊び場とそのアクセスの確保、地域の賑わいに
30 つながる親水性に優れた水辺空間の創出などの取組みを推進します。

31 こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に

⁹ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解
決に活かしていくための教科横断的な教育をいいます。S T E A MのAの範囲を芸術、文化のみならず、
生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（ Liberal Arts ）で定義し、推進することが重要と
されています。

1 取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。
2 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、県営住宅や民間の空き家を活用した子育てしやすい住まいづくりの推進など、住宅支援を強化します。

4

5 エ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

6

7 (プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等)

8 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠
9 ・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識
10 を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組みを
11 推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援
12 に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

13 誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠
14 をなくすため、学校と連携する等して高校生などの若い世代に対して、講演会等を通じて、性や生、
15 ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援¹⁰
16 を推進します。

17 妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェム
18 テック¹¹の利活用を通じた女性の健康への支援の検討を行います。

19 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する課題分析、相談、人材育成等を進めま
20 す。

21

22 (子どもの成長や発達に関する県民全体への普及啓発)

23 子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つ
24 ことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子
25 育てに協力していくことができるよう、県民全体の理解を深めるための普及啓発を促進しま
26 す。

27

28 (2) 子どもの誕生前から幼児期までの支援

29

30 31 子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確か
なスタートを切るための最も重要な時期です。

¹⁰ ライフデザイン支援は、自分自身の人生の選択肢として、学ぶことや働くことと併せて、結婚や子どもをもつことについて考える機会とその際に参考となる知識やロールモデルを提供し、自分が人生に何を望み、この先どういったことがハードルになるのかということに気づく機会をもたらすものです。また、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方々の希望を実現する社会を目指していく上でも、重要な取組みです。

¹¹ Female (女性) と Technology (テクノロジー) からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

1 また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、
2 ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイング¹²の向上を図ることが重要です。

3 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸
4 成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子ども
5 が、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにならなければなりません。

6 これらを踏まえ、後述の「3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援」と併せ、以下の
7 施策に取り組みます。

8 (幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン¹³の共有と関係取組みの推進)

9 家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、子どもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこ
10 どもの育ちを支える場を始めとして、幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョンに基
11 づき、社会の認識の共有を図りつつ、関係する取組みを推進します。これにより、子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、切れ目なく保障されるよう取り組みます。

12 (地域の身近な場を通じた支援の充実)

13 希望する誰もが利用しやすい幼稚園・保育所・認定こども園の実現に向けて、待機児童対
14 策に取り組む等、制度設計や環境改善を進めるとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点、保育所、
15 認定こども園、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援を充実します。特に、全ての家庭に
16 ついて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、熊本市と連携して、3歳未満の子どもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た
17 知見等を他市町村に共有する等して、同制度の試行実施・本格実施への対応を万全にしま
18 す。

19 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な
20 教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、必要に応じて利用につなげていきます。
21 あわせて、病児保育の充実を図るとともに、子どもが病気のときには休暇を取れるよ
22 う、職場における休暇取得の気運を醸成します。

23 (幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)

24 ¹² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいいます。

25 ¹³ 令和5年（2023年）12月22日閣議決定。

1 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、
2 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、子どもの
3 主体的な活動を大切にした教育・保育の推進や保育所等への指導・監査等により、幼児教
4 育・保育の質の向上を図り、障がいのある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ
5 様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とすることもを含め、一人一人のこど
6 ものの健やかな成長を支えていきます。

7 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよ
8 う、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要
9 な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中
10 学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

11

12 (3) 学童期・思春期の支援

13

14 (学童期)

15 学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳
16 性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断
17 や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任
18 を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

19 学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した
20 課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を
21 整えていくことが重要です。

22 (思春期)

23 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があるこ
24 とに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割
25 を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

26 一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛
27 などに悩んだりする繊細な時期もあります。思春期の子どもが、自己肯定感を高めること
28 ができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくこ
29 とが望されます。

30 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

31

32 ア 質の高い教育の推進

33 こどもたちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる熊本の未来を創る基盤となるの
34 は「教育」であり、変化の激しい時代の中、子どもが未来の社会を自立的に生き、社会に参
35 画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があります。

そのため、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く、熊本の人づくり」の理念のもと、質の高い教育を推進します。

(家庭・地域の教育力の向上)

家庭を基盤とし、社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、「くまもと家庭教育支援条例」(熊本県条例第88号)に基づき、家庭教育を支援します。

また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組みます。

(安心・安全に過ごせる学校づくり)

「いじめは絶対に許されない」という認識を持ち、いじめの未然防止や早期発見・解消を図るとともに、相談・支援体制の充実に取り組みます。

不登校への対応について、専門機関との連携を強化し、早期支援の充実を図るとともに、教室外・学校外の学びの場の充実やICTの活用等により、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境の整備に取り組みます。

様々な人権問題を自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育に取り組みます。

(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)

児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ICTの活用や遠隔授業の推進等に取り組みます。

豊かな心の育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組みます。

健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進など食育の充実に取り組みます。

(障がいや多様な教育的ニーズに応える)

小中高校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を市町村教育委員会等と連携して推進します。障がいのある児童生徒のさまざまな事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるよう、ICT環境や特別支援教育支援員の配置の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の環境整備等の教育環境を充実させます。

(キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)

こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進

1 路を描くことができるようキャリア教育の充実を図り、地域社会で活躍できる産業人材の育
2 成に取り組みます。

3 外国語教育の充実や海外留学促進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができる
4 よう「国際バカロレア教育」を導入するなど、熊本発のグローバル人材の育成に取り組みま
5 す。

6 地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学
7 習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

8 (魅力ある学校づくり)

9 生徒の希望に応じた教育が受けられ、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づく
10 11 りに取り組みます。

12 優れた才能や個性を伸ばすため、理数教育や国際教育の充実を図るとともに、スポーツや
13 文化芸術分野で活躍する人材の育成に取り組みます。

14 部活動への地域のスポーツ人材の活用等、地域のさまざまなパートナーに参画いただき、
15 学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

16 (こどもたちの学びを支える環境づくり)

17 厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用など、意欲に応じて
18 19 誰もが教育を受けることができる環境を構築します。

20 教職員を支援する人材の配置・体制を拡充するとともに、B P R（業務の抜本改革）の手
21 法を取り入れ、校務DXを図り、働き方改革を推進します。

22 I C Tを活用した教育DXの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的
23 充実を図ります。

24 (文化・スポーツの振興等)

25 地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを
26 推進するとともに、熊本が全国に誇る貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

27 スポーツを親しむことができる環境を創出するとともに、競技スポーツの競技力向上を図
28 り、こどもたちに夢と希望を与えるトップアスリートの育成に取り組みます。

29 図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習
30 31 する機会の提供に取り組みます。

32 イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

33 34 こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の
35 課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることがで
36 37 きるよう、主権者教育を推進します。

38 こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持

1 って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。

3 金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進するため、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。

5 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

8 こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組みます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするために、社会保障教育の取組みを一層推進します。

15 こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意思を政治に反映させる行動をとることができるように、市町村選挙管理委員会と連携して、選挙出前授業を実施します。選挙は、有権者の意思を政治に反映させる大切な機会ですが、投票率は低下傾向にあり、特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低くなっています。選挙出前授業では、生徒会役員選挙などこども・若者にとって身近な意思決定の機会に合わせ、選挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会などを提供します。

21 ウ 居場所づくり

24 その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

26 その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂（地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

29 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消と「小1の壁」「小4の壁」の克服を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組みます。

35 エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

38 重篤な小児救急患者等に24時間体制で対応するため、小児救命救急センター及び小児救急

1 医療拠点病院の整備の支援など、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子ども医療電話
2 相談事業（#8000）の実施により、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解
3 消し、適切な受診を促進します。

4 小児医療体制の課題や必要な取組みを検討するため、小児医療体制検討会議等を開催する
5 とともに、小児医療に係る周産期医療等の関係機関との連携を強化します。加えて、新生児
6 集中治療室（N I C U）退院児等の在宅移行の支援等においては、小児在宅医療支援センター
7 等が中心となり、中核となる病院、市町村との連携を図ります。

8 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との
9 連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこ
10 どもの健やかな成育の推進を図ります。

11 こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得
12 て、S O S を出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよ
13 う、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加
14 え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力
15 を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援を進めます。

16 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

17 こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の健康管理
18 や学校薬剤師等による薬物乱用防止教育など、学校保健を充実します。

21 2 若者の夢が実現できる環境整備

23 若者・子育て世代の所得を伸ばし、現在の生活に対する満足度を高めることは、少子化の傾
24 向の反転を目指した取組みとして不可欠です。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することで将来に希望を持って生きられる熊本をつくることが重
27 要です。

28 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

30 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

32 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保
33 できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

34 大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な
35 学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進めます。

36 在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育を行うとともに、学生のキャリア
37 形成支援やライフプランニング教育を推進します。

38 大学等における学生の自殺対策などの取組みや、障がいのある学生への支援を推進しま

す。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組みを促します。

(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み

(若者の県内就労・就業促進)

ジョブカフェやジョブカフェ・ブランチにおいて、仕事を探している若者一人一人に合わせた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。また、若者を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取組みを評価するブライト企業認定制度の普及や、ハローワークや地域若者ステーション等との連携により、若者が県内で働くことに希望を持てるように努めます。

産業界との連携やしごとコーディネーター等を配置することにより、高校と県内企業間の関係強化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

生徒や保護者の県内企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持つるように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組みを進めます。

また、農林水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と連携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助成等きめ細やかな支援を行います。

(移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)

市町村等との緊密な連携のもと、熊本に魅力を感じている人たちに向けて、働く場の確保を含めた総合的な移住・定住施策をワンストップで積極的に展開します。特に、若者、中でも女性が県外に流出していることを踏まえ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくために多彩なジャンルの企業誘致や若者の創業支援等の取組みを支援していきます。このうち、若者の創業支援に関しては、起業家として活躍する移住・定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果たす重要な役割を踏まえ、起業含みで大都市からの移住・定住を検討する人に熊本を選んでもらえるような、魅力的な起業家支援も実施します。

県内の制度参加企業に就職した若者の奨学金返還やUターン費用を企業と県が半分ずつ負担して支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」(くま活サポート)を引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援します。

(雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、希望する非正規雇用労働者の正規化や働きに応じた公正な処遇を推進するため、県内企業への呼びかけを進めます。

1
2 (3) 魅力的な地域づくり等
3

4 熊本が大好きなこどもたちが、熊本で暮らし続けられるとともに、一旦県外に出た出身者
5 が喜んで故郷に帰ってこられるよう、県内各地でこども・若者にとって魅力的な地域づくり
6 を推進します。

7 その一環として、こどもまんなか応援サポーター¹⁴に就任しているくまモンが、これまで
8 以上にイベント等への出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけるとともに、SNS等
9 を活用した情報発信を行い、熊本に住み、子育てをすることの良さを県内外、ひいては海外
10 へ向けてアピールしていきます。

11 国に対して、人口戦略を国政中核的課題と位置づけ、人口戦略を不退転の決意で総合的に
12 推進する組織や態勢を整えるよう、引き続き求め続けます。

13
14 (4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
15

16 子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間
17 関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

18 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレス
19を感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの
20 健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

21 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができる情報等を周知
22 します。

23
24 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援
25

26 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。また、家族の在り方
27 や家族を取り巻く環境が多様化しています。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、
28 プレッシャーを与えることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重
29 することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。
30 その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的
31 な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社
32 会全体で若い世代を支えていくことが重要です。

33 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

¹⁴ こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等をいいます。

1
2 (1) 結婚支援
3

4 令和5年度（2023年度）に実施した県民アンケートによれば、結婚につながるきっかけや
5 タイミングで一番大きいものは「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」
6 です。婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充
7 実、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援等により、婚活・結婚を重点的に支援しま
8 す。

9
10 (2) 不妊治療等の支援
11

12 不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、
13 仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えると願った際に直面する
14 憂みに対応する相談体制・情報提供を強化します。また、不妊症や不育症、出生前検査など
15 妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

16
17 (3) 出産支援と産後等の支援
18

19 (周産期医療体制の充実)

20 県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、総合的な周産期医療体制を
21 充実させます。

22 具体的には、限られた医療資源の中で周産期医療体制を維持していくため、周産期医療協
23 議会¹⁵の開催、周産期母子医療センター¹⁶等への緊急連絡用の専用携帯電話の配備及びくまも
24 とメディカルネットワーク¹⁷の活用等により、周産期母子医療センター、地域周産期中核病
25 院¹⁸と地域の産科医療施設等との更なる連携強化を推進します。

26 また、低出生体重児や極低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び
27 行政が連携して行う「熊本型早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中の
28 健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の
29 啓発を行います。

30 加えて、新生児集中治療室（N I C U）退院児等の在宅移行支援や産後ケア事業の利用促
31 進等においては、周産期医療の関係者と小児医療、保健、福祉等に携わる市町村や関係機関

15 周産期医療体制の課題や必要な取組みを検討するために実施している協議会です。

16 リスクの高い妊娠に対する医療を提供する医療機関です。母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センターと、周産期に係る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターに分かれます。

17 ICTを活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設、事業所など関係機関をネットワークでつなぐシステムです。このシステムを活用することにより、関係機関間の患者情報等の共有が可能になり、適切な医療・介護の提供に役立てることができます。

18 周産期医療圏域毎に状態が安定している「母体」又は「新生児」の管理を担う中核的な医療機関です。

1 等との連携体制の構築を図ります。

2 あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援を行うほか、医療と母子保健との連携や周産
3 期医療を行う病院の横の連携を推進します。

4 なお、血液製剤の安定供給等を図ることで、安心安全な出産に備えます。

5

6 (産後等の支援)

7 産後ケアについては、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るととも
8 に、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。

9 市町村と連携して、産後ケア等で流産・死産の際のグリーフケア¹⁹について支援体制を確
10 保し、養育者のメンタルヘルスに係る取組みを進めるなど、安心して出産ができる環境を整
11 えます。

12

13 (産前から産後までの切れ目のない支援)

14 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターにおいて、産前産後
15 から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、市町村の
16 児童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

17 妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括
18 相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を充実させるとと
19 もに、市町村が給付金を現金以外で給付する場合に使用可能なシステムの活用について推進
20 します。

21

22 (妊娠・出産に関する相談・健診等の支援)

23 子どもの健康を守るための様々な検査・健診を、全ての子どもがどの居住先でも等しく受
24 診できるよう、必要な制度設計を国に求めます。また、母子保健情報のデジタル化と利活用
25 を進めます。

26 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院、母子生活支援
27 施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組みを進めます。

28 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスククリーニ
29 ング検査等を推進するほか、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきます。

30 新生児聴覚検査など聴覚障がいの早期発見・早期療育に資する取組みを進めます。

31

32 (個々の育児の状況に応じた保護者への支援の強化)

33 悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に
34 も資するよう、乳幼児健診等を推進します。

35 子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を
36 支援するため、医療機関や市町村、県庁内各課等の関係者による連携した支援や専門的相談
37 などを行います。

¹⁹ 悲しみを抱える遺族に寄り添いサポートすることをいいます。

1 小児慢性特定疾病を持つこどもに対しては、地域の支援体制を確立するための協議会によ
2 り、引き続き支援を行います。

3

4

5 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

6

7 (子育て当事者を地域で支える取組み)

8 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖
9 父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にありま
10 す。

11 子育て当事者が、不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、ま
12 た、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに
13 向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

14

15 (共働き、共育て世帯への支援)

16 共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両
17 立を支援していくことが重要であるため、共働きの意思のある家庭向けに共働き・共育てを推
18 進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参
19 画を促進する必要があります。

20 固定的性別役割分担意識や長時間労働等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て
21 当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現
22 を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図ることができるよう、職場が応援し、
23 地域社会全体で支援するよう取り組む必要があります。

24 また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるよう
25 にすることが重要です。

26

27 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

28

29 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応

30 子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援に
31 ついて、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を
32 踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

33 また、高等学校等の奨学給付金や育英資金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化
34 に対応して必要な措置を検討します。

1 (2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

2 (地域で子育てする環境の構築)

3 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこ
4 どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援
5 として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援
6 のほか、子育て世帯を支援する取組みを進めます。

7 (安心して子育てできる環境の構築)

8 子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ
9 ュ型の情報提供を行います。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える
10 悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

11 (親の学びと家庭教育支援)

12 保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護
13 者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができる
14 よう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るほか、くまもと家庭教育支援条例
15 に基づき、親としての学び²⁰を支援する講座の充実その他の保護者の学習の機会の提供、
16 市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を
17 推進します。

18 また、同条例を踏まえて、県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親（おとな）になる
19 ための学び²¹の機会を提供するなど、家庭教育を総合的に支援します。

20 (3) 安心して働ける職場環境づくり等

21 (共働き、共育て世帯への支援)

22 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子
23 育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働きの意思を
24 持つ家庭向けに共働き・共育てを推進します。

25 結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくりを県民運動と
26 して推進します。

27 熊本市で実証中の子どもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA I デマンドタクシー
28 の動向を注視しつつ、放課後の子どもの交通手段の確保など、子育て世代における育児と仕
29 事の両立支援を図り、働く保護者のキャリア進展、世帯所得の向上、さらには、もう一人こ

²⁰ 保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいいます。

²¹ 子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親（おとな）になることについて学ぶことをいいます。

1 どもが欲しいと思える熊本を構築します。

2
3 (職場風土や意識の改革)

4 職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ね
5 なく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事
6 と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

7 国と連携したワークルールの周知等により、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとと
8 もに、子どもの行事や発病時の男性の休暇勧奨をはじめとする男性の家事・子育てへの参画
9 の促進、企業の福利厚生の充実を働きかけること等により、女性に一方的に負担が偏る状況
10 を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めま
11 す。

12 子育てのために休暇をとる方と子どものいない方との間で社会的な分断が生じないよう啓
13 発に努めます。

14
15 (県庁での率先的な取組み)

16 県庁全体が率先垂範の意識を持ち、職員の育児等のライフイベントの都合に合わせた時間
17 と場所にとらわれない働き方（テレワーク等）の推進や福利厚生の充実など働きやすい職場
18 環境づくりを行うことで育児とキャリアアップの両立を支援するとともに、男性職員の育児
19 参画を促すほか、無理のない女性の管理職への登用拡大を含め、職員が活躍できる職場環境
20 づくりに率先して取り組みます。

21 こうした働き方改革やＩＣＴツールの導入など、県民や企業に取組みを求める前に、県庁
22 が先ず実行します。

23
24 (取組みの県内への波及)

25 県庁での率先的な取組みの上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心
26 して働ける職場環境づくりの実現を推進します。

27 また、結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」
28 や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全
29 厅挙げて充実させ、登録企業をさらに増やすとともに、産休・育休が昇任に与える悪影響を
30 排するなど、登録企業に取組みの深化を求めてことで、従業員の労働環境や待遇の向上、職
31 場風土・意識の改革を進めます。

32 男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本
33 的な見直しにより実効性の高い取組みの横展開を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応
34 じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えると
35 ともに、共家事・共育てを推進していきます。

36
37 (4) ひとり親家庭への支援

1 本県においても全国同様、ひとり親家庭の相対的貧困率²²が40.9%と非常に高い水準にあることを直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現につなげます。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことに留意します。

6 ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経
7 濟的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得
8 支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援
9 を進めます。

10 別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育て
11 を一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッ
12 シュ型による情報提供を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげるこ
13 とができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見
14 や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

15 こどもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、こ
16 どもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養
17 育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

18

²² 貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

1 5 特に支援が必要なこどもへの支援

2 (1) こどもの貧困対策

3 こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような熊
4 本をつくります。

5 こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを県民全体で広く共有し、こども
6 の現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に全力をあ
7 げて取り組みます。

8 (それぞれの夢に挑戦できる環境の整備)

9 全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能
10 性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

11 学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保
12 護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい
13 状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

14 成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にあ
15 る学生等の若者にも目配りします。

16 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の
17 妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を
18 進めます。

19 (保護者の就労支援)

20 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に
21 職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事
22 と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

23 特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援
24 を進めていきます。

25 (社会の理解促進)

26 こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、
27 市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進
28 します。

29 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

30 (障がい児支援・医療的ケア児への支援)

31 こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、「障害のある人もな

い人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

県内3カ所の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を進めます。

熊本大学病院を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、医療的ケア児や重症心身障がい児に対する相談支援や情報提供、支援者養成等を行うほか、聴覚障がい児が適切な支援を円滑に受けられるよう、関係機関の連携体制の充実を図るなど、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

子どもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めます。障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行なっていきます。

福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組みを一層進めます。

障がいのある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

（慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱える子ども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。

子どもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

（3）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

（児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化）

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してき

1 ている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専
2 門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応
3 する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える
4 世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

5

6 (児童虐待の早期把握のための取組み)

7 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないとい
8 う認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こど
9 もや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不
10 安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把
11 握し、具体的な支援を行う必要があります。

12 このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の
13 居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地
14 域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会な
15 どの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

16

17 (予期せぬ妊娠への対応)

18 虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0ヵ月
19 児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する
20 相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支
21 援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相
22 談窓口の周知などに取り組みます。

23

24 (一時保護等)

25 こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏ま
26 え、子どもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとと
27 もに、委託一時保護も含めて子どもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から
28 孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組み
29 ます。

30 児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、子どもの最善の利益を保障しつつ
31 こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所
32 等による子どもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、子どもの権利擁
33 護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な
34 実施を図ります。

35 また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、
36 親子関係の再構築支援を推進します。

37

38 (性被害への対応)

性被害の被害者等となったことからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、子どもの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

(体制の整備)

子ども家庭福祉分野は、虐待を受けた子どものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者には子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、子どもの安全・安心の確保を図るため、新たな認定資格である「子ども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進します。

イ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

(家庭での養育が困難又は適当でない場合)

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

(家庭や里親等での養育が適当でない場合)

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散化、ケアニーズが高い子どもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境改善や、その人材確保に努めます。

(社会的養護の支援の質の向上、子どもの意見尊重等)

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにある子どもの権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなどにより、社会的養護を必要とする子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネージメントを推進します。

1 (自立支援)

2 施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や
3 自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困
4 難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進め
5 るとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよ
6 う支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者につ
7 いても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

8

9 ウ ヤングケアラーへの支援

10

11 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること、
12 いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出て
13 しまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自
14 覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報
15 共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげ
16 ていきます。

17 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントに
18 より世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

19

20 (4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

21 (こども・若者の自殺対策)

22 熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から 13 番目に位置しているものの、20 歳代以下の
23 こども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20 歳代以下の死因の第 1 位は自
24 殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

25 そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、
26 こども・若者への自殺対策を強力に推進します。

27 こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因
28 分析や、SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育
29 を含む自殺予防教育、1 人 1 台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS 等
30 を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自
31 殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある
32 長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱²³
33 及びこどもの自殺対策緊急強化プラン²⁴及びくまもと障がい者プランに基づく総合的な取組
34 みを進めています。

35

36

²³ 令和 4 年（2022 年）10 月 14 日閣議決定。

²⁴ 令和 5 年（2023 年）6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

1 (こどもが安全に安心してインターネットを利用する環境整備)

2 こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得
3 支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング²⁵の利用促進、ペアレンタルコント
4 ロール²⁶による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用する環境
5 整備に取り組みます。

6 (こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

7 こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を
8 及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた
9 こども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・
10 若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的
11 な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

12 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学
13 校・園における生命（いのち）の安全教育を実施します。

14 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の活用に向けた周知に
15 取り組みます。

16 こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周
17 知やこども・若者が相談しやすいS N S等の活用を推進するとともに、地域における支援体
18 制の充実のための取組みを推進します。

19 (犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

20 こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが
21 健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防
22 災対策等を進めます。

23 特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置や、
24 防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討し
25 ます。

26 こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体
27 験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村
28 に直接出向き、地域と一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等により
29 こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

30 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物

25 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサ
ービスです。

26 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管
理することをいいます。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方
法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子の
ルールづくり等）とに分かれます。

1 亂用のない環境づくりの推進に取り組みます。

2 チャイルド・デス・レビュー（CDR Child Death Review）²⁷の体制整備に必要な検討を
3 進めます。

4

5 (非行防止と自立支援)

6 こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行
7 うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

8 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会
9 気運の向上を図ります。

10

²⁷ こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

1 第4 こども施策を推進するために必要な事項

2
3 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

4
5 (1) こども・若者の意見の政策への反映

6
7 (県における取組みの推進)

8 こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政
9 策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関する
10 フィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な
11 保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

12 各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討にあたっては、こ
13 ども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じま
14 す。

15 平成23年（2011年）から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施する
16 とともに、その周知広報を行います。

17
18 (市町村における取組み促進)

19 こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こど
20 も・若者の社会参画の促進、意見を聞く取組みが着実に行われるよう、国が作成したガイド
21 ラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

22 学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与する先
23 導的な取組事例について周知します。

24
25 (社会参画や意見表明の機会の充実)

26 こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

27 また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関
28 わるおとなの方々、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知
29 します。

30 こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解し
31 ややすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、
32 意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

33 こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢
34 や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

35
36 (多様な声を施策に反映させる工夫)

37 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などを始
38 め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこと

1 も、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を
2 含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや
3 若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見
4 聽取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。
5

6 (地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化)

7 地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供
8 教室、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館
9 や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う
10 民間団体との連携を強化します。

11 (2) 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映

12 こども未来創造会議を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策に反映します。

13 (3) 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換

14 令和6年度（2024年度）から、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局
15 が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意
16 見交換を行います。

17 2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

18 (1) こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成

19 幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

20 (2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援

21 担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケ

アに取り組みます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望していきます。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

教職員を支援する人材の配置・体制を拡充するとともに、BPR（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、働き方改革を推進します。

3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

（1）社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組みます。

特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

（2）こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり

こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

1
2
3 4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み
4

5 (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用
6

7 様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデ
8 テータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護に
9 も十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点
10 檢・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評
11 價し、改善していきます。

12 その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデ
13 テータも活用することを認識しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立
14 ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをど
15 のように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

16 良質なデータがあつてこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが
17 可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立つ
18 た調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

19
20 (2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
21

22 教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報
23 共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である
24 18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワー
25 ク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカ
26 ウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センタ
27 一、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等（産婦
28 人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局）、こども・若者や子育て当事者
29 の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図ります。
30

31 市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや
32 子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化し
33 ます。

34 国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・
35 若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届
36 けることができる取組みを推進します。

37
38 (3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報

1 発信

2
3 (子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

4 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型
5 通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップ
6 で行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当
7 事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図りま
8 す。

9
10 (必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)

11 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすく
12 まとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすい
13 SNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができる
14 オンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとて事業を組み合わせてコーディネートす
15 るなど、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向
16 上を図ります。

17
18
19 5 施策の推進体制等

20
21 (1) 本県における推進体制

22 こども・子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援
23 等に取り組んでいくことが大切であるため、県、市町村、子育て当事者、教育・保育等を行
24 う者、県民及び事業者の責務や役割を、熊本県子ども輝き条例等を踏まえて次のとおり明確
25 にし、互いに連携して推進します。

26 また、推進の方向性を熊本県子ども・子育て会議及び「こどもまんなか熊本」推進本部で
27 審議します。なお、こども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に
28 掲げる事項のほか、「熊本県教育大綱」及び「熊本県教育振興基本計画」に沿った取組みを推
29 進します。

30
31 (県の取組み)

32 県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備
33 その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していきます。

34 具体的には、

- 35 · 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、県庁一
36 体となって、こどもまんなか熊本・実現計画を総合的に推進します。その際、基本方針・
37 総合戦略等の他の計画と整合的に進めることに留意します。

- 1 ・ こども施策の実施の推進及び関係部局相互の調整等のため、関係部局の課長級からなる
2 幹事会を活用します。幹事会構成員は、所属部局におけるこども施策の推進の中核として
3 部局内関係施策の取りまとめと推進を担います。
- 4 ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部において、基本方針編に基づき具体的に取り組む施策
5 を具体施策編として取りまとめます。熊本県子ども・子育て会議において、施策の実施状
6 況や本計画に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、「こどもまんな
7 か熊本」推進本部において、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関
8 係部局の予算要求等に反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表します。これらによ
9 り、継続的に施策の点検と見直しを図ります。
- 10 ・ 具体施策編の実施状況とその効果、基本方針編に掲げた数値目標と指標の状況、社会情
11 勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、基本方針編を見直します。
- 12 ・ 熊本県子ども・子育て会議は、本県におけるこども・子育て支援に関する施策の総合的
13 かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。
- 14 ・ 県は、こども・子育て政策を担当する健康福祉部長を中心に関係部局が連携し、こど
15 も・子育て関連施策についての企画及び立案並びに施策の実施を担います。
- 16 ・ 県は、市町村、子育て当事者、教育、保育等を行う者、県民及び事業者がそれぞれの役
17 割を果たし、それが連携協力して子育て支援等を行うことができるよう、必要な助言
18 及び適切な援助に努めます。

19 また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞ
20 れの立場で取組みを進めていくよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていきます。

21 (市町村の役割)

22 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要
23 な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な
24 子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待されます。

25 また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て
26 支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待されます。

27 (子育て当事者の役割)

28 子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、
29 大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待されます。

30 (教育・保育等を行う者の役割)

31 子どもの教育・保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めることが期待されます。

32 (県民および事業者の役割)

33 県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、子どもの

1 育ちを支えていくよう努めることができます。

2 県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとします。

3 ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な
4 人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

5 ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応
6 じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。

7 ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守
8 られること。

9 ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中
10 で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

11 また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自
12 らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

13 ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。

14 ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。

15 ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にする
16 こと。

17 ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立してい
18 くこと。

19 20 (2) 数値目標と指標の設定

21 基本方針編が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、基本方針編の体系・柱建てに沿って構造的に設定します。こども・若者、子育て当事者からみて何がどのように変わるのがわかるようなものとなるよう留意します。

22 併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定します。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については具体施策編において設定します。

23 おおむね5年後の基本方針編の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、熊本県子ども・子育て会議において検討します。

32 33 (3) 市町村こども計画の策定促進、市町村との連携

34 35 (市町村こども計画の策定促進)

36 こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こ
37 ども計画を作成するよう努力義務が課せられています。自治体こども計画は、各法令に基づ
38 くこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内の

1 こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとす
2 ることなどが期待されています。

3 こども施策に関する計画を市町村こども計画として一体的に策定する市町村を積極的に支
4 援します。

5

6 (市町村との連携)

7 県と市町村が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、県と市町村
8 の視点を共有しながら、こども施策を推進していきます。市町村の取組状況を把握し、その
9 取組みが促進されるよう、また、地域間格差ができる限り縮小していくことも念頭に置きつ
10 つ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた市町村の先進的な取組みを横展開
11 し、必要に応じて施策に落とし込んでいきます。

12

13 (4) 安定的な国の財源の確保

14

15 令和6年（2024年）3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可
16 能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育
17 て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施
18 策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的
19 かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、こどもまんなか
20 熊本・実現計画を推進するために必要な安定的な国の財源の確保について、国への要望を引
21 き続き実施していきます。

22

23

24 別添 教育・保育の提供体制

25

26 参考資料

- 27 1 計画の目標指標一覧
- 28 2 第2期子ども・子育てプランにおける進捗状況
- 29 3 相談窓口

30

31 (注) 別添（教育・保育の量の見込み等の提供体制）及び参考資料は中間整理時点では記載
32 しない。